

# 三重とこわか健康経営カンパニー (ホワイトみえ)

認定制度

## ■ 目的

「三重とこわか健康経営カンパニー (ホワイトみえ)」認定制度は、多くの人々が一日の大半を過ごす**職場での健康づくり**に取り組むため、企業における主体的な健康経営(※)の取組を「見える化」して更なる取組を促進する仕組みです。

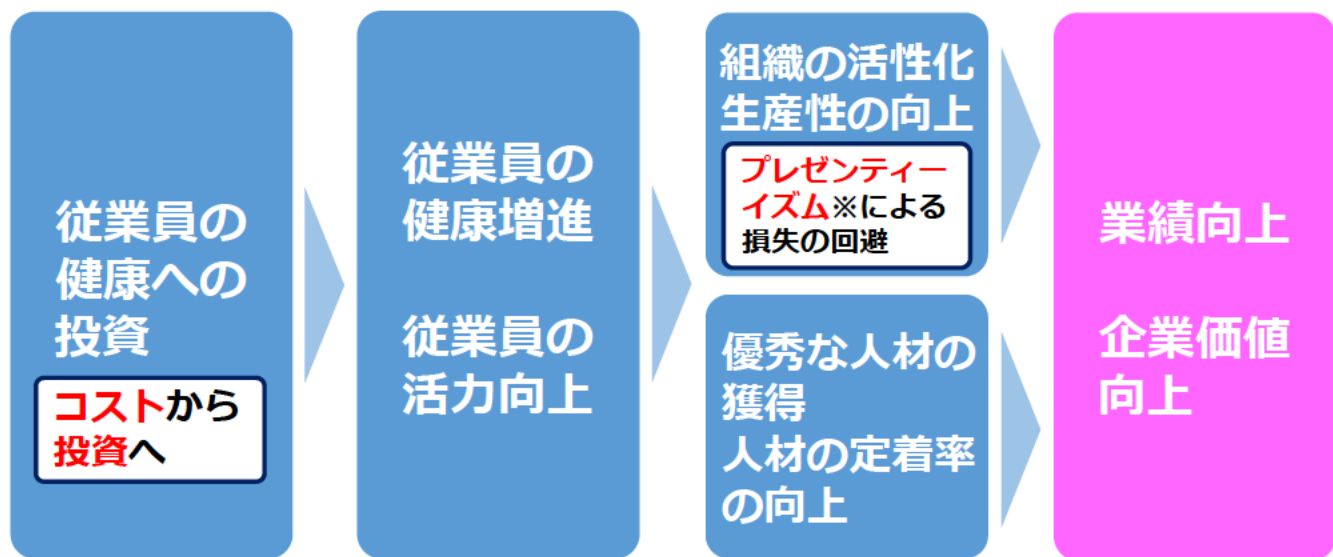
※「健康経営」は、特定非営利活動法人健康経営研究会の登録商標です。



三重とこわか国体  
三重とこわか大会  
マスコット「とこまる」

## ■ 健康経営とは

健康経営とは、**従業員の健康保持・増進の取組**が、将来的に収益性等を高める**投資**であるとの考えの下、健康管理を経営的視点から考え、戦略的に実践することです。



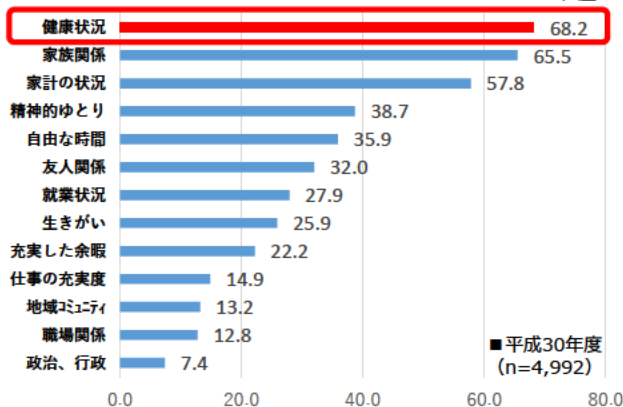
※**プレゼンティーズム**：何らかの疾患や症状を抱えながら出勤し、業務遂行能力や生産性が低下している状態

## ■ 三重県が健康経営 (健康づくり) に取り組む理由

### 幸福を判断する際に重視する項目

三重県「第8回みえ県民意識調査」

単位：%

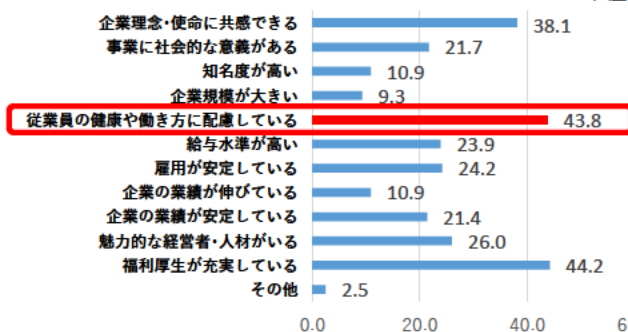


県民の皆さんが幸福を判断する際に最も重視したのは**健康状況**

### 大学生が就職で重視する条件

平成28年度経済産業省アンケート調査

単位：%



就活生が企業を選ぶ際に重視するのは、企業が**従業員の健康や働き方に配慮**しているかどうか

**若者に選ばれる三重**をめざして

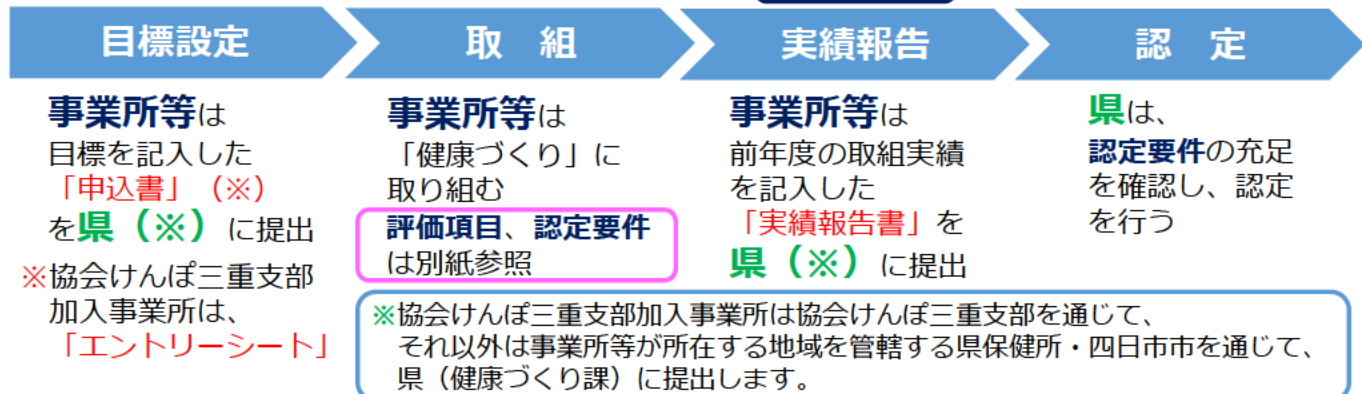
## ■認定対象

三重県内に所在する事業所又は店舗等



## ■認定までの流れ

5月中



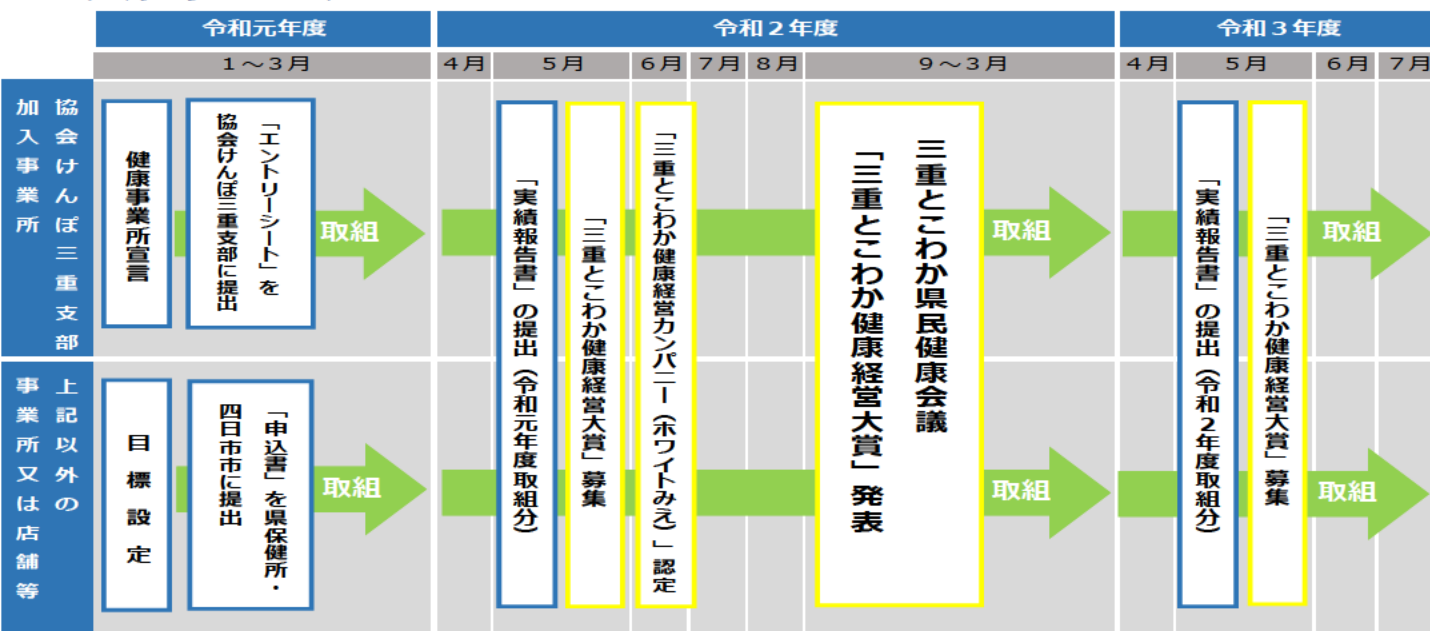
## ■認定制度の特徴

- 「見える化」シートの作成により、目標と実績が明確になることで、**PDCAサイクルが回り、健康経営の取組が促進**します。
- がん対策**や**受動喫煙対策(改正健康増進法)**等に対応しています。
- 評価項目は、経済産業省・日本健康会議の健康経営優良法人認定制度(中小規模法人部門)に準拠しているため、**健康経営優良法人へのステップアップ**に活用できます。

## ■認定のメリット

- 特に優れていると認められる取組に対して、「**三重とこわか健康経営大賞**」による表彰を行います(別途応募が必要です。)
- 健康経営を加速させる取組に対して、**インセンティブ創設**を行う予定です。

## ■スケジュール



## お問い合わせ

三重県医療保健部健康づくり課

TEL:059-224-2294 FAX:059-224-2340

E-mail:kenkot@pref.mie.lg.jp

<http://www.pref.mie.lg.jp/KENKOT/HP/index.htm>

## ■三重とこわか健康経営カンパニー 「見える化」シート

(例) 「見える化」シート(実績報告)を一部抜粋

評価項目と認定要件は必ず確認してください。

大項目	中項目	小項目	評価項目	認定要件	前年度	前年度	今年度
					取組目標	取組実績	取組目標
1	経営理念・方針(経営者の自覚)		健康宣言の社内外への発信及び経営者自身の健診受診	必須			
2	組織体制		健康づくり担当者の設置	必須			
3 制度・施策実行	従業員の健康課題の把握と必要な対策の検討	健康課題の把握	①定期健診受診率(実質100%)	左記 ①~⑯ のうち 4項目以上	ここに記入することにより <b>PDCA</b> が回せるようになります		
			②-1受診勧奨の取り組み(②-2、②-3以外)				
		②-2がん検診の受診勧奨の取り組み					
		②-3がん精密検診の受診勧奨の取り組み					
	対策の検討	③50人未満の事業場におけるストレスチェックの実施					
		④健康増進・過重労働防止に向けた具体的目標(計画)の設定					
	健康経営の実践に向けた基礎的な土台づくりとワークエンゲイジメント	ヘルスリテラシーの向上	⑤管理職又は従業員に対する教育機会の設定				
		ワークライフバランスの推進	⑥適切な働き方実現に向けた取り組み				
		職場の活性化	⑦コミュニケーションの促進に向けた取り組み				
		病気の治療と仕事の両立支援	⑧-1病気の治療と仕事の両立の促進に向けた取り組み(⑧-2、⑮以外)				
	従業員の心と身体 の健康づくりに向けた 具体的対策	保健指導	⑧-2がんの治療と仕事の両立の促進に向けた取り組み				
			⑨保健指導の実施又は特定保健指導実施機会の提供に関する取り組み				
		健康増進・生活習慣病 予防対策	⑩食生活の改善に向けた取り組み				
⑪運動機会の増進に向けた取り組み							
⑫女性の健康保持・増進に向けた取り組み							
感染症予防対策		⑬従業員の感染症予防に向けた取り組み					
過重労働対策		⑭長時間労働者への対応に関する取り組み					
メンタルヘルス対策		⑮メンタルヘルス不調者への対応に関する取り組み					
インセンティブ	⑯従業員に対してインセンティブを提供する取り組み						
受動喫煙対策	受動喫煙対策に関する取り組み	必須					
4	評価・改善	保険者へのデータ提供(保険者との連携)	(求めに応じて)40歳以上の従業員の健康診断のデータの提供	必須			
5	法令遵守・リスクマネジメント	定期健診を実施していること		必須			
		保険者による特定健康診査・特定保健指導の実施		必須			
		50人以上の事業場におけるストレスチェックを実施していること		必須			
		従業員の健康管理に関連する法令について重大な違反をしていないこと		必須			

特定健診を含む

歯科健診を含む

がん対策の取組を「見える化」

ここに記入することにより  
**PDCA**  
が回せるようになります

不妊治療への配慮を含む

企業のメンタルヘルス対策

令和2年4月1日から施行される改正健康増進法への対応が必要

評価項目は、経済産業省・日本健康会議の健康経営優良法人認定制度(中小規模法人部門)に準拠しています。

に「健康づくりの普及啓発の取り組み」と「上記以外の健康づくりの取り組み」を加えたものが「三重とこわか健康経営大賞」の応募項目になります。

# 提出先一覧

## ■ 協会けんぽ三重支部加入事業所

名称	所在地	電話	FAX
全国健康保険協会三重支部 企画総務グループ	〒514-1195 津市栄町4-255 津栄町三交ビル	059-225-3317	059-225-3366

## ■ 上記以外の事業所又は店舗等

事業所の所在地	名称	所在地	電話	FAX
桑名市、いなべ市、 桑名郡、員弁郡、 三重郡	桑名保健所	〒511-8567 桑名市中央町5-71	0594-24-3625	0594-24-3692
四日市市	四日市市 健康づくり課	〒510-8601 四日市市諏訪町1-5	059-354-8291	059-353-6385
鈴鹿市、亀山市	鈴鹿保健所	〒513-0809 鈴鹿市西条5-117	059-382-8672	059-382-7958
津市	津保健所	〒514-8567 津市桜橋3-446-34	059-223-5184	059-223-5119
松阪市、多気郡	松阪保健所	〒515-0011 松阪市高町138	0598-50-0531	0598-50-0621
伊勢市、鳥羽市、 志摩市、度会郡	伊勢保健所	〒516-8566 伊勢市勢田町628-2	0596-27-5137	0596-27-5253
名張市、伊賀市	伊賀保健所	〒518-8533 伊賀市四十九町2802	0595-24-8045	0595-24-8085
尾鷲市、北牟婁郡	尾鷲保健所	〒519-3695 尾鷲市坂場西町1-1	0597-23-3454	0597-23-3449
熊野市、南牟婁郡	熊野保健所	〒519-4324 熊野市井戸町383	0597-89-6115	0597-85-3914

## 三重とこわか健康経営カンパニー(ホワイトみえ) イメージ図

三重とこわか健康経営カンパニー  
(三重県)

健康経営優良法人  
(経済産業省・日本健康会議)

